

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年12月22日認可した。

平成22年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市糠山池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）矢野地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）富政地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北原池地区
”	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引妻地区
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）天皇南地区